

議案第56号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

生理休暇の名称を改める等の必要がある。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年杉並区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 4 項中「3 月で除して」を「12 月で除した数に 4 を乗じて」に改める。

第 9 条中「第 8 号」を「第 7 号」に改め、同条第 11 号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項第 11 号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 4 月における改正後の第 9 条第 11 号の規定の適用については、同号中「健康管理休暇」とあるのは、「健康管理休暇（杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年杉並区教育委員会規則第 号）による改正前の杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則第 9 条第 11 号に規定する生理休暇を含む。））」とする。
- 3 令和 8 年 6 月に支給する勤勉手当に関する欠勤等日数の算定については、令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 6 月 1 日までの間に取得された改正前の第 24 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する生理休暇（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第 18 号）第 9 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により給与額が減額される期間に限る。）は、改正後の第 24 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する健康管理休暇（同条例第 9 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により給与額が減額される期間に限る。）とみなす。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(再度の任用における経験加算) 第5条 略 2 前項の号数は、当該フルタイム講師の経験月数を<u>12月で除した数に4を乗じて</u>算定するものとし、算定の結果、1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 3 略 4 前項の号数は、当該パートタイム講師の経験月数を<u>12月で除した数に4を乗じて</u>算定するものとし、算定の結果、1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 5 略 (給与の減額免除) 第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から<u>第7号</u>までに掲げる休暇にあっては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。 (1)～(6) 略 (7) 妊婦通勤時間 (8) 育児時間 (9)及び(10) 略 (11) <u>健康管理休暇</u>（1回について、引き続く2日を限度とする。） (12)～(17) 略 (勤勉手当の欠勤等日数) 第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第	(再度の任用における経験加算) 第5条 略 2 前項の号数は、当該フルタイム講師の経験月数を<u>3月で除して</u>算定するものとし、算定の結果、1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 3 略 4 前項の号数は、当該パートタイム講師の経験月数を<u>3月で除して</u>算定するものとし、算定の結果、1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 5 略 (給与の減額免除) 第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から<u>第8号</u>までに掲げる休暇にあっては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。 (1)～(6) 略 (7) 妊婦通勤時間 (8) 育児時間 (9)及び(10) 略 (11) <u>生理休暇</u>（1回について、引き続く2日を限度とする。） (12)～(17) 略 (勤勉手当の欠勤等日数) 第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第

新	旧
3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第6号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第9号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第6号に掲げる期間にあつては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。 (1)～(10) 略 (11) 会計年度任用講師勤務時間規則第21条に規定する<u>健康管理休暇</u>により勤務しない期間(条例第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに条例第23条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び同条第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。) (12)～(14) 略 2～6 略	3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第6号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第9号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第6号に掲げる期間にあつては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。 (1)～(10) 略 (11) 会計年度任用講師勤務時間規則第21条に規定する<u>生理休暇</u>により勤務しない期間(条例第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに条例第23条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び同条第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。) (12)～(14) 略 2～6 略